

学第30214-3号
平成30年11月12日

公益財団法人甘楽町国際交流振興協会
理事長 長岡 昭宏 様

群馬県知事 大澤 正明
(学事法制課)



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成30年11月12日 から 平成35年11月11日 まで